

里親支援専門相談員の役割と課題

ー全国児童養護施設・乳児院へのアンケート調査からー

○ 和泉短期大学 平田 美智子 (004260)

三輪 清子 (全国里親会研究員・007871)、山口 敬子 (立教大学・007076)

キーワード：里親支援専門相談員・児童養護施設・乳児院

1. 研究目的

国内の公的な里親支援は、平成 20 年から開始され、23 年度より一本化された「里親支援機関事業」により推進されてきた。この事業の実施主体は都道府県・指定都市・児童相談所設置市であるが、事業の一部または全部を社会福祉法人や NPO 法人など民間の外部機関に委託することが可能であった。しかし、この事業は国の補助金事業であるため、民間機関への外部委託が可能になっても、限られた委託費では十分な里親支援を提供することが困難であった。

そこで期待されたのが、平成 24 年度より国の措置費で児童養護施設・乳児院に配置されるようになった里親支援専門相談員（相談員と略）であるが、相談員を設置する施設は、同時に里親支援機関と認められ、里親支援を推進する拠点となった。相談員は、相談業務を専門とする社会福祉士・精神保健福祉士などのソーシャルワーカーで、児童相談所の里親担当職員・里親委託等推進員・里親会等と連携して、①所属施設の入所児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援等を行うこととなっている。相談員の実施状況や役割について明らかにしていき、課題を整理するのが本研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

研究方法であるが、平成 25 年 8 月、全国の児童養護施設・乳児院へ里親支援専門相談員事業の実施状況に関するアンケート調査を実施した。調査票は各施設に郵送し、同封の返信用封筒に回答した調査票を入れて、返送してもらった。アンケート調査の質問事項は、相談員の配置（配置予定）状況、相談員の人数、資格、業務内容などで、相談員や里親支援に関する自由記述の欄も設けた。

3. 倫理的配慮

アンケート調査実施に際し、調査結果を学会などで公表すること、その際回答結果に自治体名、施設名、個人名などが特定されないように配慮すると説明し、公表の承諾を得た。

4. 研究結果

平成 25 年 8 月、全国の児童養護施設(589)・乳児院(131)にアンケート用紙を送付し、郵送で回答を得た。その結果、473 の施設より有効回答が寄せられた(回収率 65.7%)。施設の種別は、児童養護施設が 317、乳児院が 82、児童養護施設・乳児院が 21、不明が 53 であった。以下は、回答の集計結果の要約である。

① 里親支援専門相談員の配置状況

相談員の配置は、全体の 40%の施設で進んでおり、26 年度内には約半数の施設で相談員が配置される予定であった。相談員は、各施設 1 名の配置で、勤務形態は常勤である。相談員の資格であるが、多い順に保育士(25%)、児童指導員(20%)、施設職員経験者(18%)、社会福祉士(16%)であり、全体として施設勤務経験者が多かった。

② 里親支援専門相談員の主な業務

相談員の主な業務は多い順に、児童相談所・里親支援機関との連絡調整(16%)、里親からの相談受付(15%)、入所児童の里親委託の推進(14%)、里親の研修(13%)、委託準備(12%)、委託後の家庭訪問(12%)などであった(複数回答)。

③ 研修の必要性について

相談員への研修の必要性を聞いたところ、回答者の 94%が必要と感じていた。

④ 自由記述

自由記述に関しては、カテゴリーに分けると、ア、なぜ施設が里親支援を行うかという制度理解に関すること、イ、施設と里親との関係性(以前は関係が悪かった)について、ウ、児童相談所・市町村他関係機関との連携、エ、里親委託推進と支援の成果、オ、相談員の専門性(役割の明確化)を望むもの、カ、今後に向けて、児童の治療も視野に入れた支援体制を構築するため、相談員に特化した研修を望む声などが挙げられた。

5. 考察

新制度が始まり、施設で里親支援を行うことに戸惑いや疑問を感じずる声もあったが、全体的には、以前のような里親と施設の対立関係をなくし、相互に理解し、施設が里親を支援することに前向きな姿勢を見せている。今後は、相談員の役割や業務内容をより明確にし、相談員を施設全体でバックアップし、里親支援の成果が可視化できるようなガイドラインづくりが求められる。相談員は高い専門性を備えるソーシャルワーカーであることが期待されるので、資質向上のための研修も欠かせない。また、全国の相談員のネットワーク化と情報共有化、地域での連携体制の構築が求められる。

(本研究は、平成 25 年度厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(開原久代表)『社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ - 被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究 - 報告書』の結果の一部をまとめたものである)